## 山形県公報 第11号

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県教育長から平成31年3月26日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。 令和元年6月11日

> 山形県監査委員 作 小 野 幸 三 忠 山形県監査委員 木 村 山形県監査委員 武 夫 田 香 山形県監査委員 加 藤

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
青年の家	予算の計画的・効率的	予算の計画的・効率的執行における郵便切手
	執行がなされていないも	の管理に当たっては、前年度の使用状況や今後
	のがある。	の見込み等を考慮して計画的に購入し、必要最
		低限度の保有に留めるなど、徹底した在庫管理
		を行うよう管理体制を整えた。